

令和5年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月10日〕

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）  
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）  
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）  
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）  
日程 7 議案第2号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）  
日程 8 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請  
日程 9 議案第4号 農地法第5条（知事）  
日程10 議案第5号 現況証明（農委処分）  
日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	18番	川島昇君
7番	吉田武君	19番	根本脩君

8番 内田和新君  
9番 宮本信夫君  
10番 黒田和夫君

欠席委員

17番 篠崎文夫君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、17番篠崎文夫君委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は13番山口和彦委員、14番篠崎惣壽委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務

局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出2件でございます。2件とも所在は町田字関場でございます。合計で田4筆、7,853㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから7ページまでの8件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号4番の方は農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書8ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出1件でございます。申請番号1番、柴崎字寺地、畑2筆、1,568㎡について、受け人が、太陽光発電施設用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページから12ページまでの7件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番から7番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号21番から33番につきましては、関連する案件がありますので、議案第4号で一括して審議いたします。申請番号1番から20番について、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

申請番号1番から20番でございます。売買による所有権移転件6件、贈与による所有権移転1件、賃借権の設定13件でございます。

申請番号1番 上君山字中郷、田1筆、2,498㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番から申請番号14番までは同一受となりますので一括でご説明します。申請番号2番から申請番号14番 柏木字不動台、他2地区、畑18筆、11,619.53㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号15番 伊佐津字境田、田1筆、866㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号16番 岡飯出字岡飯出、田1筆、5,568㎡についてでございますが、受人が農業経営主変更のため受贈するものでございます。

申請番号17番 浮島字水田、田1筆、844㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号18番 浮島字西浜、畑1筆、429㎡、申請番号19番 浮島字関谷、田1筆、991㎡、申請番号20番 佐倉字佐倉原、畑5筆、4,120㎡についてでございますが、それぞれ受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべ

き必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から20番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番について、報告いたします。

10月7日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は160日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から14番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号2番から14番について、報告いたします。

10月4日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に太陽光発電事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、トラック3台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号15番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。申請番号15番について、報告いたします。

10月1日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、申請番号16番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号16番について、報告いたします。

10月5日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、申請番号17番から19番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号17番について、報告いたします。

10月4日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン、トウモロコシを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、

トラクター1台、田植機1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、申請番号18番について、報告いたします。

10月4日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター5台、軽トラック6台、2トントラック4台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、申請番号19番について、報告いたします。

10月4日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機2台、軽トラック4台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号20番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号20番について、報告いたします。

10月5日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にネギを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、掘り取り機1台、管理機1台、ネギ剥き機1台、動力噴霧器1台を所有しております。農作業従事日数は280日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から20番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第2号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 20ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付」について

稲敷市収納課が行う不動産公売に対する買受適格証明書の交付2件でございます。

申請番号1番及び2番について、それぞれ申請人が経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。申請番号1番について、報告いたします。

10月1日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に生姜、大根を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、トラック3台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号2番について、報告いたします。

10月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター6台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程8 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 21ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 新橋字町田、他4地区、畑5筆、田32筆、27,069㎡についてですが、令和2年10月総会で許可をした案件の、期間延長のための事業計画変更でございます。圏央道の4車線化事業を行うため、一時的に工事用道路や仮資材置場などの工事用地として農地を一時転用しておりましたが、令和8年11月30日まで期間を延長するものでございます。なお、当該農地につきましては、令和2年10月総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号1番について、去る5日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、圏央道4車線化事業工事用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号3番から6番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番、2番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 25ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字中沢、畑1筆、1,136㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル132枚設置。



申請番号2番 古渡字飯倉内、畑1筆、1, 166㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル200枚設置。なお、申請番号1番、2番につきましては、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、東電との接続契約等の協議も了しております。これで、議案第4号申請番号1番、2番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号1番、2番について、去る5日、永野推進委員、渡辺推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条（知事）」の申請番号1番、2番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号の申請番号21番から33番、議案第4号の申請番号3番から6番が、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 17ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号21番から23番 柏木字不動台、畑5筆、1, 083.42㎡、申請番号24番から27番 柏木字不動台、畑5筆、1, 138.38㎡、申請番号28番から30番 柏木字内道、畑5筆、1, 069.93㎡、申請番号31番から33番 柏木字無堂、畑3筆、1, 052.79㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に25ページをお開き願います。

議案第4号 申請番号3番 柏木字不動台、畑5筆、0.37㎡、申請番号4番 柏木字不動台、畑5筆、0.39㎡、申請番号5番 柏木字内道、畑5筆、0.40㎡、申請番号6番 柏木字無堂、畑3筆、0.39㎡、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。580ワットパネルを180枚設置し、下部農地

でサツマイモや栗を栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号21番から33番及び議案第4号、申請番号3番から6番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号の申請番号21番から33番、議案第4号の申請番号3番から6番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。議案第1号、申請番号21番から33番及び議案第4号、申請番号3番から6番の営農型太陽光発電について、去る5日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号の21番から33番、議案第4号の申請番号3番から6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第5号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 28ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付8件でございます。

申請番号1番 柴崎字竹の内、畑1筆、225㎡についてですが、三角形で面積も小さく耕作に不具合であるため耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 甘田字宅地添、畑1筆、468㎡についてですが、30年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と顛末書が添付された申請になります。

申請番号3番 神宮寺字大道、畑1筆、1,093㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号4番 四箇字さや内、畑1筆、677㎡についてですが、20年以上前よりゴルフ場用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号5番 余津谷字大神、畑1筆、1,126㎡についてですが、昭和40年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号6番 市崎字原、他1地区、畑3筆、848㎡、申請番号7番 町田字滝所、田1筆、991㎡、申請番号8番 犬塚字白旗、畑1筆、577㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、去る5日、遠藤委員と推進委員の松田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は面積が小さい不成形の土地であり、周囲の状況から見ても今後も耕作が困難なことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号2番、3番について、去る5日、高須委員と推進委員の田仲委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号2番については、30年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。申請番号3番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。申請番号4番について、去る5日、吉田委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前よりゴルフ場用地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号5番について、去る5日、山口委員と推進委員の大野委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和40年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番、7番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号6番、7番について、去る5日、内田委員と推進委員の板橋委員および中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号8番について、去る5日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 31ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農地利利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、3件、27筆、33,590㎡、再設定が、30件、166筆、363,679㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

13番委員 山 口 和 彦

14番委員 篠 崎 惣 壽